

わが国における社会福祉・介護の法的権利保障の現状

1960～2005年の判決分析から

マツザワ アケミ タミヤナ ナコ ワキノコウタロウ
松澤 明美^{*,2*} 田宮菜奈子^{*} 脇野幸太郎^{3*}

目的 わが国の社会福祉・介護の法的権利保障の現状を把握し、今後の介護の在り方について検討することを目的として、判決上、介護を受ける権利が認められてきたかを明らかにする。

方法 「判例体系 CD-ROM」および「判例時報」等を使用し、1960年から2005年の判決より生存権に関する判決を抽出した。生存権に関する判決かどうかは判決文中に「生存権」または「憲法25条」というキーワードを含んでいるかにより判断した。そして判決内容を確認の上、その中から介護を受ける権利に関する判決を抽出した。各判決文の全文を詳細に読み、個々の判決において生存権の一部として具体的な権利が認められているか、さらに介護を受ける権利が認められているかを憲法25条に関する裁判所の解釈、各事案についての検討の有無と程度により判断した。この過程は筆頭著者が実施し、介護を受ける権利が認められているかの判断は法学を専門とする共同著者による追試を実施した。

結果 生存権に関する判決は210判決であり、そのうち介護を受ける権利に関する判決は13判決(6.2%)であった。時系列的にみると、介護を受ける権利に関する判決は、1992年までは3判決(2.4%)、それ以降では10判決(12.0%)あった。そして生存権について検討し、具体的な権利として認めていたと考えられた判決は、23判決(11.0%)であり、残る187判決(89.0%)は具体的に検討していなかった。その中で介護を受ける権利に関しては、1992年までは具体的に検討している判決はなかったが、それ以降では4判決(40.0%)が介護を受ける権利を認めていたと考えられた。また判決の結果としても原告の主たる請求を認容していた。さらに、介護を受ける権利に関する13判決(6事例)のうち、判決文を入手できた12判決(5事例)の事案の内容は、将来の介護不安、養護老人ホームの雑居制、ホームヘルパー派遣基準の曖昧さと低廉性、家族介護を前提としたサービス供給、重度心身障害者の自己決定、自立等の問題であった。

結論 介護を受ける権利は判決上、権利保障は難しいのが現状である。しかし、近年の一部の判決にみられるように、具体的な生存権を認める方向へ変化してきていることが明らかになった。措置から契約に変化した介護保険制度下においてこそ、高齢者・障害者の介護を受ける権利の保障が重要である。そのため、更なる介護関連判決の検証とともに、実態に基づく介護の質の保障システムの構築が課題と考えられる。

Key words : 生存権, 社会保障, 社会福祉, 介護を受ける権利, 憲法25条

Ⅰ 緒 言

わが国は他国に類をみないスピードで高齢社会を

迎えており、2020年には人口の約25%が高齢者になると予測されている。今後、少子化の進展、女性の就労率の上昇、家族形態の多様化等が考えられることから、介護の問題はより深刻化すると推察される。現にこのことを先取りするかのように、人権侵害の究極形ともいべき虐待¹⁾、介護をめぐる殺人および心中事件²⁾が発生している。

2000年に利用者の権利性と選択性の確保を唱えた公的介護保険制度が開始され、様々な場面で「権利」という言葉が用いられている。しかし、裁判上は社会保障、とくに福祉の権利に関しては、これまで勝

* 筑波大学大学院人間総合科学研究科
ヒューマン・ケア科学専攻ヘルスサービスリサーチ分野

^{2*} 茨城キリスト教大学看護学部看護学科

^{3*} 大分大学福祉科学研究センター
連絡先：〒305-8576 茨城県つくば市天久保 1-1-1
筑波大学大学院人間総合科学研究科
ヒューマン・ケア科学専攻ヘルスサービスリサーチ
分野 田宮菜奈子

訴した判決もみられるものの、ほとんどの判決で原告敗訴が実状であり、社会保障の権利の根幹である生存権については、「その裁判規範性は、周知のように極めて弱いものと解されている」³⁾。

人権擁護の最終手段であり、最後のセーフティネットである裁判は、社会の問題、制度の欠陥および権利侵害の現状を現す側面を持つ⁴⁾⁶⁾。加えて、裁判における判決文は、争点に対する事実を確認し、それに基づく最終的な判断を下した一つのアウトカムであり、一定の客観性を持つデータである。このような判決の在り方を通じて、社会保障や福祉の権利保障の現状について知ることは、社会の問題と密接な関わりを持つ医療および公衆衛生の専門職にとって有益であり、さらに生存権の保障は公衆衛生学の目指すものと合致すると考える。

これらのことから、本研究は社会福祉・介護の法的権利保障の現状を把握し、今後の介護の在り方について検討するため、判決上、介護を受ける権利⁷⁾が認められてきたかを明らかにすることを目的とする。

II 研究方法

まず、第一法規総合判例情報データベース「判例体系 CD-ROM」を使用して、分析対象となる判決を検索した。データベースの出版元である第一法規によれば、本データベースはわが国の一年間の判決数約5万件のうち、判例となりうるものや実務上有用である判決を編集部にて検討・判断の上、年間5,000件程度の判決を収載している。検索時の全収載判決数は16万7,762件であり、内容としては民事・刑事事件に関する判決を中心に、それに加えて家庭裁判所、簡易裁判所による判決の一部（第一法規の担当者によれば全体の4%程度）を収載している。本データベースへの各判決の収載は、最高裁判所で抗争中の場合であっても、すでに地方裁判所および高等裁判所などの下級審判決の結果が出ている場合は、それら判決の結果はデータベース中に含まれるようになっている。

判例情報データベースを使用した際には、テーマと関係のない多種多様の判決がヒットする一方、取り上げるべき判決が他のカテゴリーに属して検索できないという問題が生ずるため⁸⁾、分析対象となる判決は次の三段階の手順で抽出した。

まず、日常生活において介護なしに生きることでできない高齢者や障害者の法的地位について考える場合の法的根拠の根幹は、憲法25条1項『すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する』という規定である。そのため、「判例体系

CD-ROM」を使用して、1960年から2005年の判決より「生存権」または「憲法25条」のキーワードによる検索を行った。そして、判決の概要について確認し、生存権に関する判決かどうかを各判決文の中に「生存権」または「憲法25条」というキーワードを含んでいるかどうかによって確認した。次に、その中から権利性に関連のない判決を削除し、さらに関連しているにも関わらず、その中に含まれていない判決を公刊判例集である「最高裁判所民事判例集」、「高等裁判所民事判例集」および「行政事件裁判例集」や私的刊行物である「判例時報」、「判例タイムズ」等を参照し、追加した。最後に、判例掲載誌によって判決内容を確認の上、事案の内容から介護を受ける権利に関する判決を抽出した。

これらの段階を踏んだ上、対象となる判決における生存権の権利の捉え方と変化について分析するために、各判決文の全文を詳細に読み、各判決において生存権の一部として具体的な権利が認められているか、さらに介護を受ける権利が認められているかを憲法25条に関する裁判所の解釈、各事案についての検討の有無と程度によって判断した。なお、この過程は筆頭著者が実施した。さらにそのうち、判決上、介護を受ける権利が認められているかの判断については、法律学を専門とする共同著者が筆頭著者による判断の結果を聞かずに各判決文を読み、追試を実施した。

また、権利性を認めていた画期的判決（1993年秋田地裁判決）により、全判決を本判決以降とそれより前の二つの時期に分けて比較した。

III 研究結果

判例情報データベースにより抽出した判決は204件であった。そのうち、権利性に関連のない判決を除外し、一方、データベース以外のハンドサーチにより、権利性に関連性のある判決を追加した。その結果、生存権に関する判決は210判決であり、そのうち介護に関する判決は13判決（6.2%）であった。その他の生存権に関する判決内容としては、生活保護、社会手当、公的年金、租税、児童福祉、高齢者福祉、外国人の生存権保障等に関する判決であった。

時系列的にみると、生存権に関する判決は1992年までは127判決、それ以降では83判決であり、介護を受ける権利に関する判決は1992年までは3判決（2.4%）、それ以降では10判決（12.0%）が存在していた（表1）。そして介護を受ける権利に関する判決13判決（6事例）のうち、判決内容が判例集に未登載であった判決が4判決（2事例）あり、3判決（1事例）については個別に判決文を入手できた

表1 生存権および介護を受ける権利に関する判決数の推移

データベース中の判決数 内容別判決数	時 期		総 数
	1960～1992年	1993～2005年	
生存権に関する判決(a)	79,969判決	38,279判決	全118,248判決
上記のうち 介護を受ける権利に関する判決(b) b/a	127(100)	83(100)	210(100)
	3(2.4)	10(12.0)	13(6.2)

注) 単位は判決であり、地裁判決から最高裁判決までを含めた全ての判決をそれぞれ1と数えている。

表2 生存権および介護を受ける権利に関する判決の権利扱いについての判決数の推移

権 利 内 容	具体的権利として 認められているか	時 期		総 数
		1960～1992年	1993～2005年	
生存権に関する判決 (n=210)	認められている	5(3.9)	18(21.7)	23(11.0)
	認められていない	122(96.1)	65(78.3)	187(89.0)
	合 計	127(100)	83(100)	210(100)
上記のうち 介護を受ける権利に関する判決 (n=12)	認められている	0(0)	4(40.0)	4(33.3)
	認められていない	2(100)	6(60.0)	8(66.7)
	合 計	2*(100)	10(100)	12(100)

注) 単位は判決であり、地裁判決から最高裁判決までを含めた全ての判決をそれぞれ1と数えている。

* 介護を受ける権利に関する判決の数は、13判決(6事例)であったが、そのうち、1判決(1事例)は判決文が入手できず、内容が判断できなかったため除いた。

が、1判決(1事例)については入手不可能であった。そのため、12判決(5事例)を分析の対象とした。

分析の結果、生存権について検討し、具体的な権利として認めていたと考えられた判決は、23判決(11.0%)であり、残る187判決(89.0%)は具体的に検討されていなかった(表2)。さらに、時系列的にみると、1992年までの判決では、生存権について具体的検討をしていたものは5判決(3.9%)であり、1993年以降では18判決(21.7%)であった。また、これらの判決中、介護を受ける権利に関しては1992年までは具体的に検討している判決はなかった。しかし、それ以降では4判決(40.0%)が介護を受ける権利を認めていたと考えられた。また判決結果としても原告の主たる請求を認容していた。なお、介護を受ける権利に関する12判決のうち、個々の判決においてその権利が認められているかについては、筆頭著者、共同著者、それぞれの判断はすべて一致した。

介護を受ける権利に関する判決の具体的事案の内容については、将来への介護不安、養護老人ホームの雑居性、ホームヘルパー派遣基準の曖昧さ、ホー

ムヘルパー派遣基準の低廉性及び家族介護を前提としたサービス供給、そして重度心身障害者の自己決定や自立等を問題とする判決であった(表3)。

IV 考 察

分析の結果、生存権に関する判決のうち、介護を受ける権利に関する判決は、近年、増加傾向にあった。そして、介護を受ける権利が認められてきたかについては、判例上、1993年秋田地裁判決までは具体的検討はなされておらず、原告の主張が認められない結果の判決が大半を占めていた。しかし、近年の一部の判決にみられるように、各事案に対して検討がなされ、具体的な生存権を認める方向へと変化していることが明らかになった。

従来までの判決では社会保障および社会福祉に関する権利は極めて抽象的・相対的な概念であるが故に、国の広い裁量が認められるとして、著しく合理性を欠き、明らかな裁量の逸脱・濫用の場合の他は、裁判所が審査・判断するのに適さないとされてきた。その結果、個々の事案に対して具体的検討に基づく判断はほとんどされていなかった。しかし、1993年秋田地裁判決を契機にして、個々の事案の間

表3 介護を受ける権利に関する12判決(5事案)*の概要および判決要旨(1960~2005年)

判決名	判決場所・日時・結果	権利+	事案の概要	判決要旨
事案1 加藤訴訟 ⁹⁾	判決1 秋田地裁 1993年4月23日 認容	+	身体障害者手帳2級、生活保護受給者である原告は、妻と二人暮らしだったが、妻も高齢で病弱のため、将来入院した場合の付添看護費用を心配し、日常生活を極度に切り詰めた。生活保護費と障害年金の一部を貯蓄し、預貯金を保有していた。それに対し、福祉事務所長である被告は原告の預貯金を調査し、預貯金のうち一部を「資産」として収入認定し、保護費減額処分を行った。また預貯金の一部の使途目的を弔慰に限定する指導指示も行った。これに対して原告は保護費の使途の自由を主張し、保護費減額処分の取消しと指導指示処分の無効確認を求めて訴えた。	将来の介護費用を目的として、生活保護を源資としてなされた預貯金については、その目的が、健康で文化的な最低限度の生活の保障、自立更正という生活保護法の支給目的ないし趣旨に反せず、かつ国民一般の感情からして保有的に違和感を覚える程度の高額な預貯金でない限りは認めべきとし、原告の請求を認容した。
事案2 森訴訟 (老人ホーム 個室請求事件)	判決1 東京地裁 1992年1月29日 棄却 判決2 東京高裁 1992年11月30日 棄却 判決3 最高裁 1993年7月19日 棄却	-	市立養護老人ホームの入所者である原告が、この施設の居室が4人部屋であるためにプライバシーが保たれない等、健康で文化的な生活を営み得ないとして、県を被告として、個室のある養護老人ホームを確保し、その個室への入所を求めて訴えた ¹⁰⁻¹²⁾ 。	憲法25条は個々の国民に対し具体的請求権を直接保障するものではなく、また老人福祉法の諸規定も、個人に対し裁判による救済を受けうる具体的権利を付与するものではないと、その具体的権利性を否定し、原告の請求を棄却した。
事案3 岩田訴訟 (大田区ホームヘルパー派遣申請不承認 処分取消訴訟 ¹³⁾)	判決1 東京地裁 1996年7月31日 棄却 一部却下・一部認容・一部棄却 判決2 東京高裁 1997年5月29日 棄却 判決2 最高裁 1998年4月30日 棄却	-	原告は、交通事故で負傷したことにより、障害者である母の介護ができなくなった。そのため、大田区高齢者ホームヘルプサービス事業実施要綱および同事業取扱要領に基づき、大田区洗足福祉事務所長である被告に対して、ヘルパーの派遣を申請したが、不承認ないし部分承認という通知を受けた。そのため、原告は被告に対して処分の取消を求めるとともに、区に損害賠償を求めて訴えた。	利用者の申出があった場合、介護需要、派遣体勢の整備状況等を総合的に勘案して、ヘルパー派遣の要否、派遣回数、派遣時間およびサービス内容を行政が裁量により定めることができ、その結果が本件要綱および本件要領の定める給付水準に明らかに反し、公平、公正な取扱いが行われていない場合にはじめて違法となるとし、原告の請求を棄却した。(世帯員外介護費についての損害賠償請求の一部のみ、原告の請求を認容した。)
事案4 大阪市ホームヘルパー派遣請求訴訟 ¹⁴⁾	判決1 大阪地裁 1998年9月29日 棄却 判決2 大阪高裁 1999年6月21日 棄却	-	66歳の一人息子と二人で市営住宅に居住する88歳女性の原告は息子による介護が可能という理由で、家事介護週2回・1回2時間のホームヘルパーの派遣しか受けられないであった。しかし、脳梗塞後遺症により要介護度が増進したため、福祉事務所長に対し、身体介護型ヘルパー週7回・1回3時間の派遣申請を行ったところ、原告の希望とは程遠い、身体介護を含めて週3回・1回2時間のヘルパー派遣決定を受けた。介護者である息子も腰痛、胃痛、慢性疲労に苦しみ、そのため福祉事務所長の決定を不服として、その取消しを求めて訴えた ¹⁵⁾ 。	(旧)老人福祉法には申請権を窺わせる規定がないとし、行政の広い裁量を認め、原告の請求を却下した。
事案5 高訴訟 ¹⁶⁾	判決1 金沢地裁 1999年6月11日 認容 判決2 金沢高裁 2000年9月11日 認容 判決3 最高裁 2003年7月17日 認容	+	原告は脳性小児麻痺後遺症による完全四肢麻痺により、身体障害者手帳一級第一種の者であり、母の介護を離れて自立生活を始め、生活保護受給を開始していた。しかし、24時間介護が必要であり、我が国の他人介護費特別基準額 ¹⁷⁾ では必要な介護を十分に受けることができず、1日置きに車椅子のまま眠るとい生活を送っていた。原告は母の死亡後、県心身障害者扶養共済制度条例に基づき月額2万円の年金の支給を受けており、この年金は原告の母が生前加入し、所定の掛金を納付してきたことによるものであったが、それに対し、被告・市社会福祉事務所長は年金を収入認定し、保護費減額処分を行った。そこで原告は被告に対して、他人介護費特別基準額が著しく低廉である点、県心身障害者扶養共済制度に基づく年金を収入認定した点等が違法であるとして、本件処分の取消しを求めて訴えた。	他人介護費特別基準額の低廉性について判決は、国の裁量の範囲内とした。しかし、県心身障害者扶養共済制度に基づく年金の収入認定については、あえて取容保護ではなく在宅介護を選択する場合、本件年金は他人介護費特別基準の金額的限界を埋め合わせ、介護不足を補って自律的生活の実現を助けるのに充てられるべきものであると、違法であるとして、原告の請求を認容した。

* 介護を受ける権利に関する判決は1960~2005年には13判決(6事案)あったが、1判決(1事案)は判決文を入手できなかつたため、12判決(5事案)について示す。

† 他人介護費特別基準：一定程度以上の障害を有する者が世帯員以外の介護人を雇う費用を要する場合に、生活扶助に加算される障害者加算の上限額は12万1,000円であった。

‡ 「権利」の欄は、筆頭および共同著者の判断であり、介護を受ける権利を認めていたと考えられなかったと認められていたと認められていたと表記した。

題への判断がなされてきており、このことは判決が具体的な生存権を認める方向へ変化している表れと考えられる。

また、介護を受ける権利に関する判決の個々の事案の内容は、将来への介護不安、養護老人ホームの雑居性、ホームヘルパー派遣基準の曖昧さと低廉性、家族介護を前提としたサービス供給、重度心身障害者の自己決定や自立等、高齢者・障害者の置かれている様々な介護の実態が問題となっていた。これらはわが国の福祉サービスの質と制度自体の在り方の問題等を浮かび上がらせている。さらに、判決数は少ないが、本稿で扱った事案のような社会的弱者が訴訟を提起する、それ自体の意味も大きいと思われる¹⁷⁾。しかし、このような現状にはあるものの、生存権については「その裁判規範性は、周知のように極めて弱い」と解されており³⁾、介護を受ける権利についても、高齢者・障害者の権利保障としてはまだ弱いと言わざるを得ない。

また、介護保険法施行により、介護サービスの提供は公的な措置制度から、民間業者を含む各サービス提供事業者との契約制度に変化した。そのため、今後は判例においてもこの変化が反映されるものと予想される。本研究では、介護を受ける権利を検討した判決が増えてきていることが明らかになった。しかし、個々の事案が判決に至るまでには一定の期間がかかることから、今回の分析対象には、介護保険施行後の事案に関する判決は含まれていない。介護保険施行後、介護を受ける権利がどう議論されているかは、一定期間後の今後の継続的分析が必要である。今後、具体的に予想されることとしては、まずサービス利用契約に関する視点での民事的議論がなされる可能性があるが¹⁸⁾、介護を受ける権利としての議論がどの程度なされるかは不明である。しかし、民間を含めた多様なサービス業者が参入している今日、介護を受ける権利という根本からサービスの質を問う議論、さらに個々の契約からなる個人の状況を、介護を受ける権利という総体として検討することは重要と考える。この点を明らかにするためにも、今後の判決に関する継続的検討が必要と考えられる。

その上、近年、障害者自立支援法も施行されたように、今後も引き続き、社会福祉、特に介護をめぐる制度改革が予測される¹⁹⁾。そのため、高齢者・障害者の権利保障の問題はより重要性を増していくと思われるが、権利保障および制度の形がどのようになるにせよ、生存権は本来、憲法上の根拠を有する権利であり、介護を受ける権利もその保障が実現されなければならない。

ドイツでは社会法典第11編第69条によって、「介護金庫はその給付義務の範囲内において、ニーズに応じた平等な、そして医学的な介護知識の一般的水準に応じた介護を被保険者に保障しなければならない」とし、その規定に基づいた運用がなされている。わが国においても介護を受ける権利の保障の実現に向けて、今後蓄積される個々の判決の問題および動向等を通じ、権利保障の現状についてみていく必要があるだろう。

本研究は判決分析によって、介護を受ける権利が認められてきたかについて、上述した一定の基準により判断したものである。本研究の分析対象の判決は主に判例のデータベースからの抽出であるが、上述したように、本データベースへの判決収録数は全判決事例の約1割程度であるため、選択バイアスの可能性は完全には否定できない。しかし、前述のとおり、このデータベースは実務上、意義のあるものについては収録されているとのことであり、本研究の結果へ大きな影響を与えている可能性は低いと考える。

また、再現性の観点からみると、一定の基準であっても最終的には主観による判断であり、この点は本研究の限界と考えられる。しかし、介護を受ける権利に関する判決については、法律学を専門とする共同著者による追試を行った結果、判断はすべて一致しており、一定の再現性のある結果と考える。

V 結 語

介護を受ける権利は判決上、権利保障は難しい現状にある。しかし、近年の一部の判決にみられるように、具体的な生存権を認める方向へ変化してきていることが明らかになった。介護保険施行後もこの傾向が続くかどうかは不明であるが、措置から契約へと制度が変化し、民間参入も進んだ介護保険制度下においてこそ、高齢者・障害者の介護を受ける権利の保障が重要である。今後、さらに介護関連判決を検証していくとともに、その実態に基づいて介護の質を確実に保障するシステムの構築について検討していくことが課題と考えられる。

本研究の実施にあたり、多大なご指導をいただきました北海学園大学法学部法律学科千葉卓教授に心よりお礼を申し上げます。また、本研究をまとめるにあたり、日頃よりご指導ご助言いただきました筑波大学ヘルスサービスリサーチ研究室の皆様にご心から感謝申し上げます。

本研究は、北海学園大学大学院法学研究科修士論文の一部であり、第64回日本公衆衛生学会総会にて発表した。

(受付 2007.12. 3)
(採用 2009. 3.31)

文 献

- 1) 多々良紀夫. 日本における高齢者虐待問題の現状. 多々良紀夫, 編著. 高齢者虐待: 日本の現状と課題. 東京: 中央法規出版, 2001; 16.
 - 2) 加藤悦子. 介護殺人, 介護心中事件の法的な解決の可能性と限界. 社会保障法 2004; 19: 156-169.
 - 3) 棟居快行. 生存権の具体的権利性. 憲法学再論. 東京: 信山社, 2001; 348.
 - 4) 苗木俊一, 烏野 猛. 社会保障関連争訟の意義と展望. 社会保障法学会, 編. 講座社会保障法 第6巻 社会保障法の関連領域: 拡大と発展. 京都: 法律文化社, 2001; 217-242.
 - 5) 尾藤廣喜. 生活保護・福祉サービス関連争訟の現状と課題. 社会保障法学会, 編. 講座社会保障法 第6巻 社会保障法の関連領域: 拡大と発展. 京都: 法律文化社, 2001; 243-272.
 - 6) 烏野 猛. 最近の社会保障・社会福祉判例からみた特徴と争点. 賃金と社会保障 2004; 1377: 4-11.
 - 7) 伊藤周平. 介護保険法の現実と生存権保障: 社会保障法学への問題提起と論点整理. 賃金と社会保障 2001; 1302: 16-38.
 - 8) 中谷 実. 生存権をめぐる司法消極主義と積極主義(一). 南山法学 2004; 27(4): 29-48.
 - 9) 秋田生活保護費貯蓄訴訟第一審判決. 判例タイムズ 1994; 816: 174-187.
 - 10) 内野正幸. 老人ホームと人権: 憲法の立場から考える. 老人生活研究 1993; 270: 4-15.
 - 11) 紙子達子. 人間らしい生活をする権利とは: 老人ホームにおける高齢者の処遇を考える. 法学教室 1996; 190: 2-3.
 - 12) 豊島明子. 高齢者福祉と憲法: 私たちの老後を支えるシステムとは. 法学セミナー 1997; 509: 68-71.
 - 13) ホームヘルパー派遣申請不承認処分取消等請求事件. 判例時報 1997; 1593: 41-52.
 - 14) 大阪市ホームヘルパー派遣決定処分取消等請求事件・大阪地裁判決. 賃金と社会保障 1999; 1245: 30-50.
 - 15) 阪田健夫. 高齢者等の介護サービスの確保. 判例タイムズ 1997; 48: 78-84.
 - 16) 高訴訟・最高裁決定. 賃金と社会保障 2003; 1351・52: 124-125.
 - 17) 尾藤廣喜. 社会保障裁判の審理上の問題点と改革の展望. 社会保障法 2003; 18: 147-162.
 - 18) 芝田英昭. 福祉の市場化と社会福祉における公的責任再考: 社会福祉法の成立を機に. 賃金と社会保障 2000; 1284: 4-25.
 - 19) 伊藤周平. 介護保険法と社会保障の権利再考(その2). 賃金と社会保障 2004; 1371: 63-81.
-

The current situation regarding guarantees of legal rights to social welfare and nursing care in Japan:

Based on an analysis of adjudications spanning the period 1960 to 2005

Akemi MATSUZAWA^{*,2*}, Nanako TAMIYA^{*} and Koutaro WAKINO^{3*}

Key words : Living Rights, social security, social welfare, right to nursing care, Article 25 of the Constitution

Purpose To clarify whether people who need social care are legally guaranteed a “right to receive nursing-care services” as a living right in Japan.

Method Using the database “Judicial Information System on CD-ROM” and journals which cover judicial precedents, such as “Supreme Court Reports” and “Judicial Reports”, we searched for adjudications from 1960 to 2005 with ‘living rights’ as key words. The complete content of these adjudications was ascertained by reference to the journals. We then assessed whether a “right to receive nursing-care services” was specifically discussed in each of the adjudications by determining how the courts interpreted Article 25 of the Constitution in the verdicts and whether or not there was specific discussion of legal rights in each case.

Results Of 210 adjudications extracted from the database, 23 (11.0%) specifically discussed the right to some sort of social security. No specific reference was made in the remaining 187 decisions (89.0%), and plaintiffs’ claims were rejected. Whereas the “right to nursing care” was specifically discussed in no decisions before 1992, it was discussed in 4 decisions (40.0%) from 1993 onwards, resulting in plaintiffs’ demands being partly granted.

The content of the decisions covered issues that included anxiety about future nursing care, the practice of nursing homes of placing several elderly people in one room, ill-defined standards and low pay for home nursing-care workers, provision of nursing-care services based on the assumption that nursing care would be provided by family members, and self-determination and independence of the severely handicapped.

Conclusion A “right to receive nursing-care services” has not been fully guaranteed in the legal sense. However, such a right, included as a living right, is a primary right with a constitutional basis. Although this right has been specifically discussed in only a minority of adjudications, there has been a recent tendency for more emphasis. Both elderly and handicapped persons, as well as caregivers, need to raise their consciousness about “right to receive nursing-care services” as a human right. It is necessary to assess the use of services and the quality of nursing care in understanding actual needs. The development and operation of a legal system which guarantees the rights of the elderly and handicapped is absolutely imperative.

* Graduate School of Comprehensive Human Sciences, University of Tsukuba

^{2*} College of Nursing, Ibaraki Christian University

^{3*} Human Welfare Research Center, Oita University